令和6年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率報告書

令和7年9月 安 芸 高 田 市

人

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位:%)

区分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和 6 年度決算 健全化判断比率	_	_	10. 0	55. 1
(早期健全化基準)	(13. 03)	(18. 03)	(25. 0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35. 0)	_

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区分	概 要
実質赤字比率	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源と
(一般会計等の実質赤字の比率)	している一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額
	(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す
	標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体
(全ての会計の実質赤字の比率)	としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源
	の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもので
	ある。
実質公債費比率	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければ
(公債費等の比重を示す比率)	ならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の
	標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平
	均値である。
	なお、本比率は平成 19 年度決算から地方財政健全化法
	に基づく財政健全化指標のひとつに位置づけられ、従前の
	比率の算出方法の一部が改正された。
将来負担比率	市の一般会計等が将来的に負担することになっている
(地方債残高のほか一般会計等	実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将
が将来負担すべき実質的な負債	来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を
を捉えた比率)	控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したもの
	である。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	20, 461, 516	19, 941, 781	519, 735	61, 527	458, 208
コミュニティ・プ ラント整備事業特 別会計	4, 191	4, 179	12		12
合 計	20, 465, 707	19, 945, 960	519, 747	61, 527	458, 220

(単位:千円)

イ	標準財政規模	12, 214, 123
	うち、臨時財政対策債発行可能額	28, 118

(単位:%)

	ப்	宝 宝	_	※実質収支比率
3	9	天貝亦于九平		3. 75%

注 実質赤字額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計(※マイナスの場合のみ)

実質赤字比率 ウ =

1

(3) 連結実質赤字比率

(単位:千円)

			区 分	金額	備考
ア	—— 船	设会計	等の実質収支額の合計	458, 220	(2)アのE欄の合計
イ			特別会計のうち公営企業に係 計以外の会計 (①+②+③)	276, 974	
	公営事業会計	1	国民健康保険特別会計	41, 404	
	業会計	2	後期高齢者医療特別会計	13, 242	
		3	介護保険特別会計	222, 328	資金不足額がある場
ウ	公営 余額		会計の資金不足額又は資金剰 +⑤+⑥+⑦)	378, 495	合はマイナス (△) 計上
	法適用企業	4	下水道事業(公共下水道事業) 会計	95, 260	
	企業	5	下水道事業(特定環境保全公 共下水道事業)会計	140, 456	
		6	下水道事業(農業集落排水事 業)会計	75, 599	
		7	下水道事業(浄化槽整備事業) 会計	67, 180	
五	標準	對政	規模	12, 214, 123	臨時財政対策債発行 可能額を含む

(単位:%)

	上,本外中所十六小本		※連結実質収支比率
ス	十 連結実質赤字比率	_	9. 11%

注 連結実質赤字額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

連結実質赤字比率 オ =

工

(4) 実質公債費比率

(単位:千円)

	区 分	金額	備考
ア	公債費等充当一般財源額等の合計	3, 190, 428	
	普通会計地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	2, 555, 226	※繰上償還及び満期一括償還 元金を除き、特別会計に係る過 疎債元利償還金を含む
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償 還金に相当するもの(年度割相当額)		
	ア 公営企業に要する経費の財源とする地方債 の の償還の財源に充てたと認められる繰入金	440, 241	下水道事業への地方債償還繰 出金
	内 一部事務組合等の起こした地方債 に充てたと認められる補助金又は 計 負担金	194, 186	広島県水道広域連合企業団へ の地方債償還負担金
	公債費に準ずる債務負担行為に係 るもの	18	利子補給等
	一時借入金利子	757	基金の繰替運用分の利子を除 く
1	特定財源の額	37, 927	公営住宅使用料、森林活性化資金利子補給補助金
ウ	基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	2, 221, 908	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
工	標準財政規模	12, 214, 123	臨時財政対策債発行可能額を 含む

(単位:%)

オ	実質公債費比率(単年度)	9. 3	R5 R4	9. 7% 11. 2%
カ	実質公債費比率(3か年平均)	10. 0		

【算定方法】

$$\frac{3,190,428-37,927-2,221,908}{12,214,123-2,221,908} = \frac{930,593}{9,992,215} = 9.3\% \text{ ($\sharp \neq \sharp$)}$$

(5) 将来負担比率

(単位:千円)

				(十)立: 111)
		区分	金額	備考
	ア	普通会計に係る地方債の現在高	19, 084, 570	一般会計、コミプラ
	イ	債務負担行為に基づく支出予定額		
将	ゥ	普通会計以外の特別会計に係る地 方債の償還に充てるための一般会 計からの繰入れ見込額	3, 548, 988	下水道事業
来負	工	一部事務組合が起こした地方債の 償還に係る地方公共団体の負担見 込額	1, 862, 525	水道事業 (広島県水道広域連 合企業団)
担	オ	退職手当支給予定額に係る負担見 込額	3, 069, 576	職員が一斉退職した場合の 退職手当負担予定額
額	カ	設立法人の負債の額等に係る負担 見込額		
	牛	連結実質赤字額		
	ク	組合等の連結実質赤字額に係る負 担見込額		
充当	ケ	地方債の償還額等に充当可能な基 金の残高の合計額	3, 642, 245	財政調整基金、減債基金、地 域福祉基金、ふるさと応援基 金等
可能	Л	地方債の償還等に充当可能な特定 の収入	5, 442	公営住宅使用料
充当可能財源等	サ	地方債の償還等に要する経費とし て基準財政需要額に算入されるこ とが見込まれる額	18, 403, 593	地方債の元金償還として交 付税措置される額の見込額
	シ	標準財政規模	12, 214, 123	臨時財政対策債発行可能額 を含む
	ス	基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	2, 221, 908	令和6年度算入額

(単位:%)

セ	将来負担比率	55. 1	

【算定方法】

シース

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位:%)

	法適用企業			
区分	下水道事業 (公共下水道 事業)会計	下水道事業 (特定環境保全 公共下水道事業) 会計	下水道事業 (農業集落排水 事業)会計	下水道事業 (浄化槽整備 事業)会計
令和 6 年度決算 資金不足比率	_	_	_	_
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと			

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計にお
(公営企業ごとの資金不足額の比率)	ける資金不足について、公営企業の事業規模に対す
	る比率を表したものである。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位:千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
下水道事業(公共下水道事業)会計	73, 399		168, 659	△95, 260
下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業) 会計	46, 851		187, 307	△140, 456
下水道事業(農業集落排水事業)会計	60, 684		136, 283	△75, 599
下水道事業(浄化槽整備事業)会計	30, 162		97, 342	△67, 180

- 注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除く。
- 注2 算入地方債は、建設事業以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高。
- 注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。
- 注4 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位:千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
下水道事業(公共下水道事業)会計	74, 318		74, 318	
下水道事業 (特定環境保全公共下水道事業) 会計	107, 797		107, 797	
下水道事業(農業集落排水事業)会計	72, 202		72, 202	
下水道事業 (浄化槽整備事業) 会計	144, 958		144, 958	

③ 資金不足比率

(単位:%)

下水道事業(公共下水道事業) 会計	_	※ 資金剰余比率 128.2%
下水道事業(特定環境保全公共下水道事業)会計	_	※資金剰余比率 130.3%
下水道事業(農業集落排水事業) 会計	_	※資金剰余比率 104.7%
下水道事業(浄化槽整備事業) 会計	_	※資金剰余比率 46.3%

注 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

G